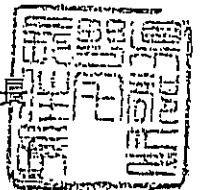




19建第304号
平成19年(2007年)8月20日

社団法人長野県建築士会会長 様
 ○社団法人長野県建築士事務所協会会長 様
 社団法人日本建築家協会 J I A 長野県クラブ会長 様

長野県住宅部長



建築士法施行細則の一部を改正する規則の施行について (通知)

このことについて、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)」の施行に伴い、別添県報(下記概要)のとおり改正し、平成19年8月20日から施行されますのでお知らせします。

記

【改正の概要】

建築士法(昭和25年法律第202号)及び建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の一部改正に伴う改正

- (1) 建築士免許の欠格事由の拡充に伴う改正
 - ・免許申請書様式に欠格事由の記載を追加した。
 - ・死亡等の届出について規定を整理した。
 - ・上記に伴い条項を整理した。
- (2) 建築士事務所の情報開示の拡充に伴う改正
 - ・登録簿以外の閲覧対象が追加されたことに伴い字句を整理した。
 - ・その他条項ずれを整理した。

担 当	建築管理課 指導審査係 課長 白鳥政徳 担当 西村剛
電 話	026-235-7335
F A X	026-235-7479
E メール	kenchiku@pref.nagano.jp